

第1回さいたま市環境影響評価技術審議会

次 第

日 時 令和6年10月9日（水）～
午前9時～10時15分
場 所 WEB会議
ときわ会館5階 小ホール

1 開 会

2 あいさつ

3 出席者紹介

4 議 事

さいたま市立病院建設事業環境影響評価事後調査書（工事中その2）
について

（1）環境影響評価手続状況、事業概要及び事後調査書説明

（2）審議

5 閉 会

《会議資料一覧》

〈配付資料〉

- 資料1 出席者名簿
- 資料2 第11期 さいたま市環境影響評価技術審議会委員名簿
- 資料3 条例抜粋・審議会規則
- 資料4 事業概要及び手続状況
- 資料5 事業者提供資料

《送付済図書》

- さいたま市立病院建設事業環境影響評価事後調査書（工事中その2）
同書あらし
- さいたま市立病院建設事業環境影響評価書

第 1 回さいたま市環境影響評価技術審議会 出席者名簿

1 委員会委員

〔さいたま市環境影響評価技術審議会〕

荒木 祐二	伊藤 元裕	今井 章雄
大沢 昌玄	行田 弘一	作山 康
鈴木 美穂	松川 岳久	茂木 守
山岸 知彦	山口 雅利	渡邊 祐子

〔五十音順 敬称略〕

2 事業者

〔さいたま市立病院 病院施設管理課〕

係長	宇月 俊雄	技師	蜂須 勇樹
----	-------	----	-------

3 コンサルタント

〔国際航業株式会社〕

岡本 憲一	中島 有美子	鈴木 健文	田口 華麗
-------	--------	-------	-------

〔敬称略〕

4 事務局

〔さいたま市環境局環境共生部環境対策課〕

課長	馬上 正純	係長	新岡 真砂代	主査	中村 満枝
主査	尾崎 雅之	主任	鈴木 隆仁	技師	桑名 竜之介

さいたま市環境影響評価技術審議会委員名簿 (第11期)

任期 令和5年8月1日～令和7年7月31日

	氏名	職名	専門分野	担当項目
1	あらき ゆうじ 荒木 祐二	埼玉大学 教育学部 准教授	植物生態学、環境マネジメント	植物、生態系
2	いとう もとひろ 伊藤 元裕	東洋大学 生命科学部 准教授	海洋生物学、動物生態学	動物、生態系
3	いまい あきお 今井 章雄	埼玉県環境科学国際センター 研究所長	土木環境システム、環境動態解析	水質、生態系、廃棄物等
4	おおさわ まさはる 大沢 昌玄	日本大学 理工学部 教授	都市計画、都市交通計画、土木史	コミュニティ、地域交通
5	かわもと けん 川本 健	埼玉大学大学院 理工学研究科 教授	土壌、地盤、地表、廃棄物等	土壌、地盤、地象、廃棄物等
6	ぎょうだ こういち 行田 弘一	芝浦工業大学 工学部 教授	情報通信工学	電波障害
7	さくやま やすし 作山 康	芝浦工業大学 システム理工学部 教授	都市計画	景観、日照障害
8	すずき みほ 鈴木 美穂	埼玉大学大学院 理工学研究科 准教授	分子生物学	大気質、有害物質等、動物
9	つだ さちこ 津田 佐知子	埼玉大学大学院 理工学研究科 准教授	神経科学、発生生物学	動物
10	まつかわ たけひさ 松川 岳久	順天堂大学 薬学部衛生化学分野 教授	環境衛生学	大気質、水質
11	まつもと やすなお 松本 泰尚	埼玉大学大学院 理工学研究科 教授	環境振動・騒音	騒音、振動
12	もてぎ まもる 茂木 守	埼玉県環境科学国際センター 研究推進室長	環境化学	有害物質等、土壌
13	やまぎし ともしこ 山岸 知彦	埼玉県環境検査研究協会 技術本部長	環境測定、水質	水質
14	やまぐち まさとし 山口 雅利	埼玉大学大学院 理工学研究科 准教授	植物生理学	植物、生態系
15	わたなべ ゆうこ 渡邊 祐子	東京電機大学 システム デザイン工学部 講師	音響工学	騒音、振動

さいたま市環境影響評価条例（抜粋）

（平成15年条例第32号）

（設置）

第49条 市長の諮問に応じ、環境影響評価及び事後調査に関し技術上必要な事項を調査審議するため、さいたま市環境影響評価技術審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第50条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（特別委員）

第51条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、職を離れるものとする。

（委任）

第52条 前2条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

さいたま市環境影響評価技術審議会規則

（平成15年規則第26号）

（趣旨）

第1条 この規則は、さいたま市環境影響評価条例（平成15年さいたま市条例第32号）第52条の規定に基づき、さいたま市環境影響評価技術審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

（その他）

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

対象事業の概要及び環境影響評価手続状況


令和6年10月9日

対象事業の名称		さいたま市立病院建設事業	
根拠法令		さいたま市環境影響評価条例（平成15年条例第32号）	
都市計画特例の適用		なし	
事業者の名称 及び所在地		さいたま市 さいたま市長 清水 勇人 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号	
対象事業の種類		大規模建築物の建設	
事業実施区域		さいたま市緑区大字三室（A地域）	
事業規模		施行区域の面積 約 54,238.83 m ²	
関係地域		事業実施区域から 1.5 km の範囲 （緑区、見沼区、浦和区の一部）	
手 続 状 況	調査計画書	図書の受理	平成27年9月1日
		縦覧	平成27年9月15日～10月15日
		技術審議会	平成27年12月3日
		市長意見	平成27年12月28日
	準備書	図書の受理	平成28年5月6日
		縦覧	平成28年6月1日～7月1日
		技術審議会	平成28年8月30日
		市長意見	平成28年11月15日
	評価書	図書の受理	平成29年1月24日
		縦覧	平成29年2月14日～2月28日
	事後調査書 （その1）	図書の受理	令和2年3月2日
		縦覧	令和2年3月6日～4月6日
		技術審議会	メール会議にて実施
		市長意見	令和2年6月18日
	事後調査書 （その2）	図書の受理	令和6年7月19日
		縦覧	令和6年8月6日～令和6年9月6日
		意見書提出期間	令和6年8月6日～令和6年9月20日
		技術審議会	令和6年10月9日
		市長意見	令和6年11月20日（予定）
	備考		

さいたま市立病院建設事業 「環境影響評価事後調査書 (工事中その2)」あらまし



令和6年(2024年)7月

 さいたま市

事後調査書の目的

本図書は、「さいたま市環境影響評価条例」(平成 15 年、条例第 32 号)に基づき、平成 29 年 1 月 24 日付けで市長に提出した「さいたま市立病院建設事業環境影響評価書」(以下、「評価書」とします。)の「第 13 章 事業調査の計画」にある事後調査を、解体工事及び外構工事の期間に実施し、その結果をとりまとめたものです。

事後調査は、①予測結果と実態が合っているかどうかの検証を行うことによる、環境影響評価の結果に基づく適正な対象事業の実施、②予測結果の検証が義務づけられることによる、精度の高い予測・評価の実施、③対象事業等が適正に実施されなかった場合や予測結果と異なる重大な影響が生じた場合の、環境保全措置の追加措置を講ずるなど事業の適正化、④データの蓄積による予測技術や環境保全措置に係る技術の向上、といった効果を期待し実施するものです。

事業者の氏名及び住所

◆事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

名 称:さいたま市

代表者:さいたま市長 清水 勇人

所在地:埼玉県さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号

対象事業の実施区域

対象事業の実施区域(以下「計画地」という。)は、埼玉県さいたま市の南東部の緑区に位置し、周辺には老人福祉センターや小・中学校、特別支援学校など、多くの公共施設が存在しています。

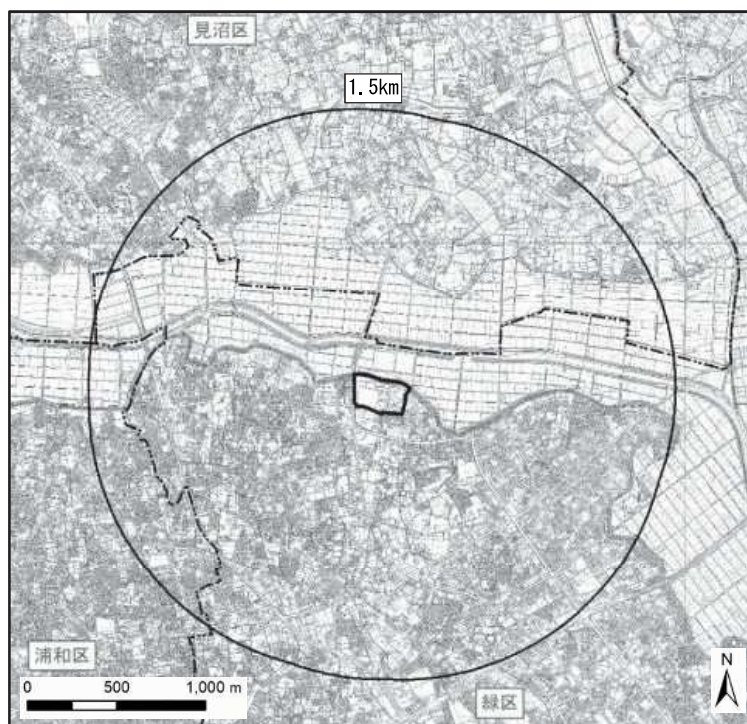
計画地は見沼田んぼに隣接していることから、周辺には田んぼや畑、雑木林、河川や見沼代用水など豊かな自然環境が残されており、特に敷地北側の斜面は樹高の高い樹木が連続的に生茂るグリーンベルトを形成しています。

計画地周辺の交通状況は、路線バスが計画地と周辺鉄道駅(JR 浦和駅、北浦和駅、東浦和駅等)とを連絡しています。また、主要道路である県道 1 号線に繋がる北宿通りが計画地西側に面しているなど、主要地域間を結ぶ道路に囲まれており、自動車でのアクセス性が良い場所に立地しています。

関係地域

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、「さいたま市環境影響評価条例施行規則 別表第 2」(平成 17 年 4 月、市規則第 26 号)に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲 1.5 キロメートル以内の地域」を基準として設定するものです。

関係地域は、さいたま市緑区、見沼区、浦和区のそれぞれ一部が含まれます。



工種	年	平成29年												平成30年												平成31年/令和元年												令和2年																																							
		6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																																	
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月																																						
延月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																													
山留・基礎工事		■	■	■	■	■	■	■	■	■																																																																			
掘削工事					■	■	■	■	■	■																											■																																								
鉄骨建方・解体工事																																																																													
仕上工事・設備 設備関連工事																																																																													
共同溝工事																																																																													
試運転調整・検査																																																																													
解体工事・外構工事																																																																													

工種	年	令和3年												令和4年												令和5年												令和6年																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5												
		延月	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84											
山留・基礎工事																																																						
掘削工事																																																						
鉄骨建方・解体工事																																																						
仕上工事・設備 設備関連工事																																																						
共同溝工事																																																						
試運転調整・検査																																																						
解体工事・外構工事																																																						

凡 例

- : 本事後調査対象工事
- : 計画工程
- : 実績工程

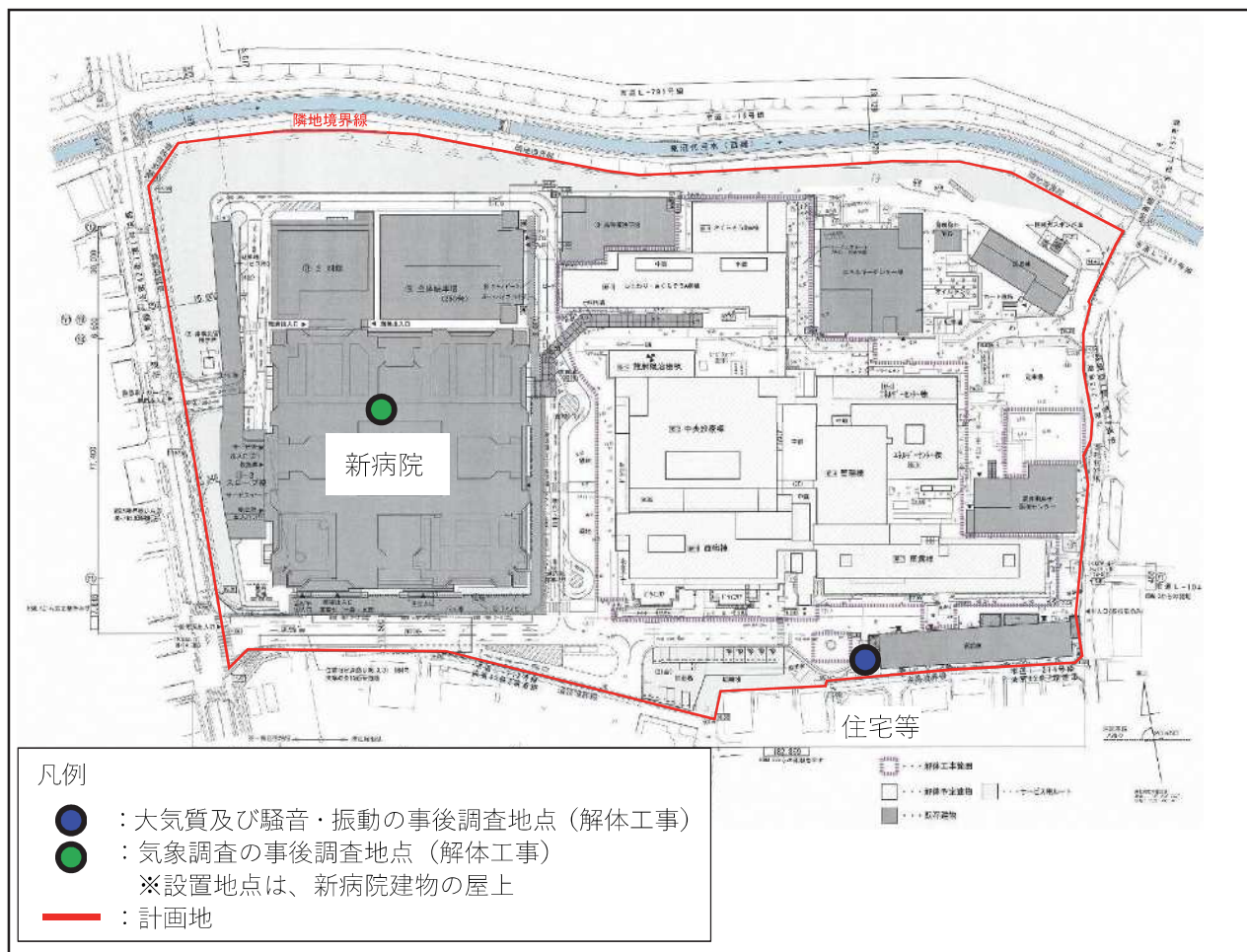
事後調査項目

予測及び評価の結果を検証し、必要に応じ環境保全措置の追加措置を検討するため、下記に示す事後調査項目を、評価書の「第13章 事後調査の計画」において選定しました。これらの選定項目につき、事後調査を実施しました。

環境影響評価項目	大気質			騒音	振動	動物	植物			生態系	心自然あいの場の場	電波障害	廃棄物等		地域交通
	窒素酸化窒素化合物	浮遊粒子状物質	粉じん				保全すべき種	保全すべき種	保全すべき群落				生地域を特徴づける系	廃棄物	
建設機械の稼働	●	●		●	●										
資材運搬等の車両の走行	●	●		●	●						●				●
工事の実施			●			●	●	●	●		●	●	●		

調査地点位置図

調査地点は、保全対象である住宅等の位置及び予測地点を勘案し、下図に示す位置としました。

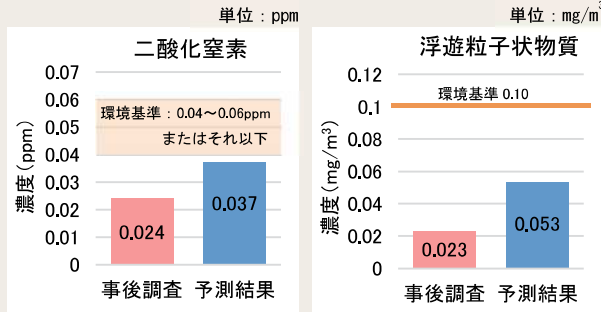


事後調査の結果

■ 大気質

建設機械の稼働に伴う大気質への影響

事後調査結果[※]と評価書における予測結果[※]の比較を下記に示しました。 ※事後調査結果は期間最高値、予測結果は二酸化窒素が日平均値の98%値、浮遊粒子状物質が日平均値の2%除外値を示す。



事後調査の結果の評価

二酸化窒素濃度(左図)及び浮遊粒子状物質濃度(右図)は、予測結果に比べると事後調査結果において低くなっており、実態が予測結果を超えていないことが確認されました。

また、環境基準も満たしていることが確認されました。

資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響

事後調査の結果の評価

予測時に計画された大気質に対する環境保全措置は全て実施されたことから、資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響に関し、事業者により実行可能な範囲でできる限り低減が図られたと評価することができました。

工事の実施に伴う大気質への影響

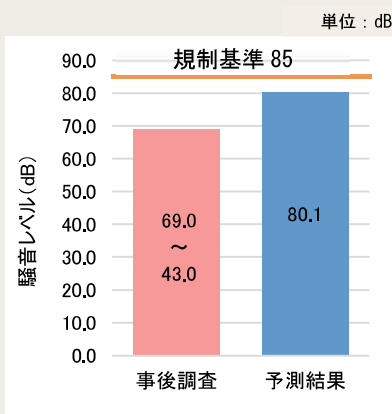
事後調査の結果の評価

予測時に計画された大気質に対する環境保全措置は全て実施されたことから、工事(解体・外構)の実施に伴う大気質への影響に関し、事業者により実行可能な範囲でできる限り低減が図られたと評価することができました。

■ 騒音

建設機械の稼働に伴う騒音の影響

事後調査結果と評価書における予測結果の比較を下記に示しました。



事後調査の結果の評価

建設機械の稼働に伴う騒音は、予測結果に比べると事後調査結果において低くなっており、実態が予測結果を超えていないことが確認されました。また、環境基準も満たしていることが確認されました。

資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響

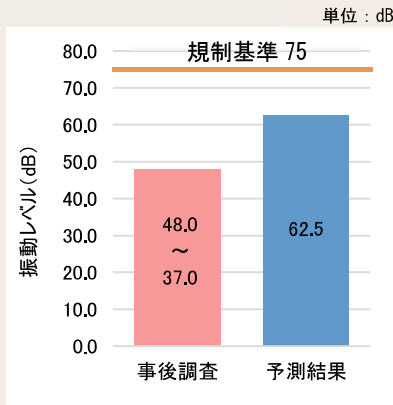
事後調査の結果の評価

予測時に計画された騒音に対する環境保全措置は全て実施されたことから、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響に関し、事業者により実行可能な範囲でできる限り低減が図られたと評価することができました。

■ 振動

建設機械の稼働に伴う振動の影響

事後調査結果と評価書における予測結果の比較を下記に示しました。



事後調査の結果の評価

建設機械の稼働に伴う振動は、予測結果に比べると事後調査結果において低くなっており、実態が予測結果を超えていないことが確認されました。また、規制基準も満たしていることが確認されました。

資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響

事後調査の結果の評価

予測時に計画された振動に対する環境保全措置は全て実施されたことから、資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響に関し、事業者により実行可能な範囲でできる限り低減が図られたと評価することができました。

■ 動物

工事の実施に伴う動物への影響

工事の実施に伴う動物への影響が考えられる大気質、騒音、振動の建設機械の稼働状況下での、事後調査結果と評価書における予測結果の比較を下記に示しました。

項目		建設機械の稼働状況		
		建設機械稼働台数	稼働時の二酸化窒素の日平均値の98%値※ (ppm)	稼働時の浮遊粒状物質日平均値の2%除外値※ (mg/m ³)
大気質	予測結果	38台	0.037	0.053
	事後調査結果	13台	0.024	0.023

(※)事後調査結果は、日平均値の調査期間の最高値

項目		建設機械の稼働状況	
		建設機械稼働台数	稼働時の騒音・振動レベル
騒音	予測結果	38台	80.1dB
	事後調査結果	12台	43dB～69dB
振動	予測結果	38台	62.5dB
	事後調査結果	12台	37dB～48dB

事後調査の結果の評価

大気質、騒音、振動とも、建設機械の稼働台数は、予測結果に比べると事後調査結果(実態)において少なく、その条件下での動物への影響を及ぼす可能性を有する汚染物質濃度、騒音レベル、振動レベルも予測結果に比べて低減されたことが確認されました。さらに、予測時に計画された動物に対する環境保全措置は全て実施されたこと、新病院は予測時の計画通りの配置・高さ・形状等で建設されていることから、工事の実施に伴う動物への影響は、事業者により実行可能な範囲でできる限り低減が図られたと評価することができました。

工事の実施に伴う植物への影響

事後調査の結果、確認された保全すべき種の一覧を下記に示しました。このうち、シュンラン、カワヂシャ、フジバカマは評価書に記載された確認箇所付近で、個体が確認され、生育環境が保全されていることが確かめられました。

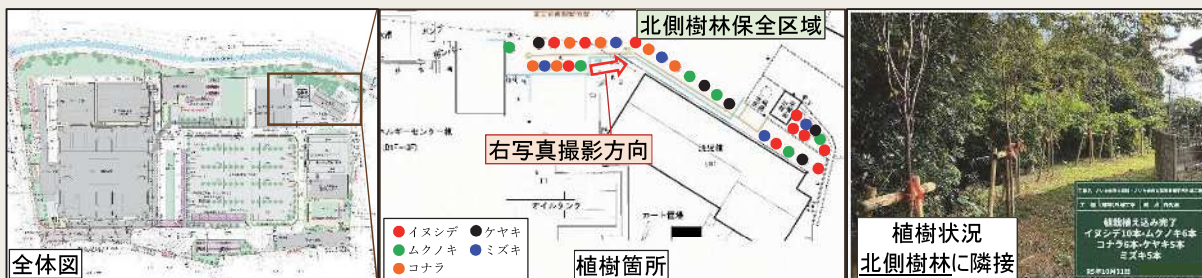
No	科名	和名	学名	確認時季		重要種選定基準 ^{注2)}			
				春季	秋季	1	2	3	4
1	ラン科	キンラン	<i>Cephalanthera falcata</i>	○				VU	EN
2		ササバギンラン	<i>Cephalanthera longibracteata</i>	○					NT
3		シュンラン	<i>Cymbidium goeringii</i>	○	○				NT
4	タコノアシ科	タコノアシ	<i>Penthorum chinense</i>		○			NT	VU
5	オオバコ科	カワヂシャ	<i>Veronica undulata</i>	○				NT	VU
6	キク科	フジバカマ	<i>Eupatorium japonicum</i>		○			NT	NT
合計	4科		6種	4種	3種	0種	0種	4種	6種

注1) 種名及び配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省、令和5年)に準拠しました。

注2) 重要種の選定基準は以下の通りです。

- 1: 「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号)
- 2: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成4年6月5日法律第75号)
- 3: 「環境省レッドリスト2020」(令和2年3月、環境省)
VU: 絶滅危惧Ⅱ類、NT: 準絶滅危惧
- 4: 「埼玉県レッドデータブック2011 植物編」(平成24年3月、埼玉県)
EN: 絶滅危惧ⅠB類、VU: 絶滅危惧Ⅱ類、NT: 準絶滅危惧

既存樹林について、建設工事により消失したイヌシデ3本、コナラ1本について、代償措置を行いました。植樹本数は、消失本数を上回るイヌシデ10本、コナラ6本です。また、植樹箇所を下記に示しました。



緑化について、高木の樹種については、ケヤキ、ネズミモチなど201本、低木については、ツツジ535本を用いました。植樹した高木のうち107本(53.2%)の過半数を在来種が占めており、可能な限り在来種を用いた緑化を行った結果となっているものと判断できます。

事後調査の結果の評価

建設工事の実施及び新施設が存在することによる保全すべき種(シュンラン、カワヂシャ及びフジバカマ)への影響を確認するため、評価書時の調査結果と、事後調査結果を比較しました。その結果、調査対象の全ての種が評価書に記載された箇所付近で個体が確認されました。このことから、さいたま市立病院建設事業の実施を経た現段階で、保全すべき種の生育環境が保全されているものと判断されました。

建設工事により、既存樹林の一部を伐採したため、外構工事の実施段階で既存の樹林伐採区域付近にイヌシデ及びコナラの植樹を行い、代償のための措置を実施しました。また、新病院は予測時の計画通りの配置・高さ・形状等で建設されていることから、予測時に想定された日照変化・水分条件変化の範囲内となっていることが確認されました。

緑化については、可能な限り在来種を用いて実施しました。

以上のことから、工事による植物への影響は予測の範囲内であり、事業者により実行可能な範囲でできる限り低減が図られたものと評価することができました。

■ 生態系

工事の実施に伴う生態系への影響

事後調査の結果の評価

騒音を発生させる建設機械稼働台数が予測よりも低減したこと(「動物」参照)、予測時に計画された生態系に対する環境保全措置は全て実施されたこと、新病院は予測時の計画通りの配置・高さ・形状等で建設されていることから、工事の実施に伴う生態系への影響は、事業者により実行可能な範囲でできる限り低減が図られたものと評価することができました。

■ 自然とのふれあいの場

資材運搬等の車両の走行に伴う自然とのふれあいの場への影響

事後調査の結果の評価

予測時に計画された自然とのふれあいの場に対する環境保全措置は全て実施されたことから、資材運搬等の車両の走行に伴う自然とふれあいの場への影響は、事業者により実行可能な範囲でできる限り低減が図られたものと評価することができました。

■ 電波障害

工事の実施に伴う電波受信への影響

事後調査の結果の評価

予測時に計画された電波障害に対する環境保全措置は全て実施されたことから、工事の実施に伴う電波受信への影響は、事業者により実行可能な範囲でできる限り低減が図られたものと評価することができました。

■ 地域交通

資材運搬等の車両の走行に伴う地域交通への影響

事後調査の結果の評価

予測時に計画された地域交通に対する環境保全措置は全て実施されたことから、資材運搬等の車両の走行に伴う地域交通への影響は、事業者により実行可能な範囲でできる限り低減が図られたものと評価することができました。

■ 廃棄物等 (1/2)

工事に伴う廃棄物等の影響

【建設廃棄物の排出状況】

事後調査結果と評価書における予測結果の比較を下記に示しました。

【予測結果】

建設副産物の種類	①発生量 (t)	②現場内利用量 (t)	③他工事への搬出量 (t)	④再生資源化施設への搬出量 (t)	⑤現場内利用率 (%) ②/①×100	⑥有効利用率 (%) ②+③+④/①×100
コンクリート塊	72,862.6	0	0	72,862.6	0	100
アスファルト・コンクリート塊	0	0	0	0	—	—
建設発生木材	97.5	0	0	92.6	0	95
建設汚泥	0	0	0	0	—	—

注) 有効利用率については、小数点以下第一位を四捨五入した表記となっています。

【事後調査結果】

建設副産物の種類	①発生量 (t)	②現場内利用量 (t)	③他工事への搬出量 (t)	④再生資源化施設への搬出量 (t)	⑤現場内利用率 (%) ②/①×100	⑥有効利用率 (%) ②+③+④/①×100
コンクリート塊	21,495	0	0	21,495	0	100
アスファルト・コンクリート塊	1,004	0	0	1,004	0	100
その他がれき類	650	0	0	648	0	100
ガラス陶磁器くず	656	0	0	440	0	67
金属くず	3,891	0	0	3,891	0	100
廃プラスチック類	551	0	0	477	0	87
紙くず	6	0	0	6	0	100
繊維くず	3	0	0	3	0	99
廃石膏ボード	955	0	0	917	0	96
砒素・カドミウム含有石膏ボード	761	0	0	0	0	0
蛍光灯・水銀灯	14	0	0	13	0	93
混合廃棄物	542	0	0	450	0	83
建設発生木材	383	0	0	383	0	100
建設汚泥	2	0	0	2	0	100

注) 各量、現場内利用率、有効利用率については、小数点以下第一位を四捨五入した表記となっています。

事後調査の結果の評価

事後調査の結果、コンクリート塊の発生量は、予測結果を大きく下回っており、100%再資源化されました。建設発生木材の発生量は、事後調査結果が、予測結果を上回っていましたが、その全量が再資源化されました。また、予測結果に含まれていなかった、その他項目についても、砒素・カドミウムを含有する石膏ボードを除くと、最も低いガラス陶磁器くずでも 6 割以上の有効利用率となったことから、周辺環境に著しい影響を及ぼしていないものと評価できました。

工事に伴う廃棄物等の影響

【特別管理廃棄物】

事後調査結果と評価書における予測結果の比較を下記に示しました。

【予測結果】

区分	発生量(m ³)	処分量(m ³)
飛散性	31.1	31.1
非飛散性	83.4	83.4

【事後調査結果】

区分	発生量(m ³)	処分量(m ³)
飛散性	53	53
非飛散性	1,179	1,179

事後調査の結果の評価

事後調査の結果、当初想定していない箇所からアスベストが検出されたことから、飛散性石綿含有廃棄物発生量及び非飛散性石綿含有廃棄物発生量は、予測結果を上回っていました。ただし、事後調査で確認された発生量は、全て適切に処理を行われ、その後実施されたモニタリング調査では、石綿繊維が検出されなかったことから、周辺環境に著しい影響を及ぼしていないものと評価されました。

【建設残土の排出状況】

事後調査結果と評価書における予測結果の比較を下記に示しました。

【予測結果】

建設副産物の種類		①発生量(m ³)	②現場内利用量(m ³)	③他工事への搬出量(m ³)	④再生資源化施設への搬出量(m ³)	⑤ストックヤードへの搬出量(m ³)	⑥現場内利用率(%) ②/①×100	⑦有効利用率(%) (②+③+④+⑤)/①×100
建設発生土	第1種建設発生土	0	0	0	0	0	—	—
	第2種建設発生土	0	0	0	0	0	—	—
	第3種建設発生土	0	0	0	0	0	—	—
	第4種建設発生土	0	0	0	0	0	—	—
	泥土(浚渫土)	0	0	0	0	0	—	—
	合計	0	0	0	0	0	—	—

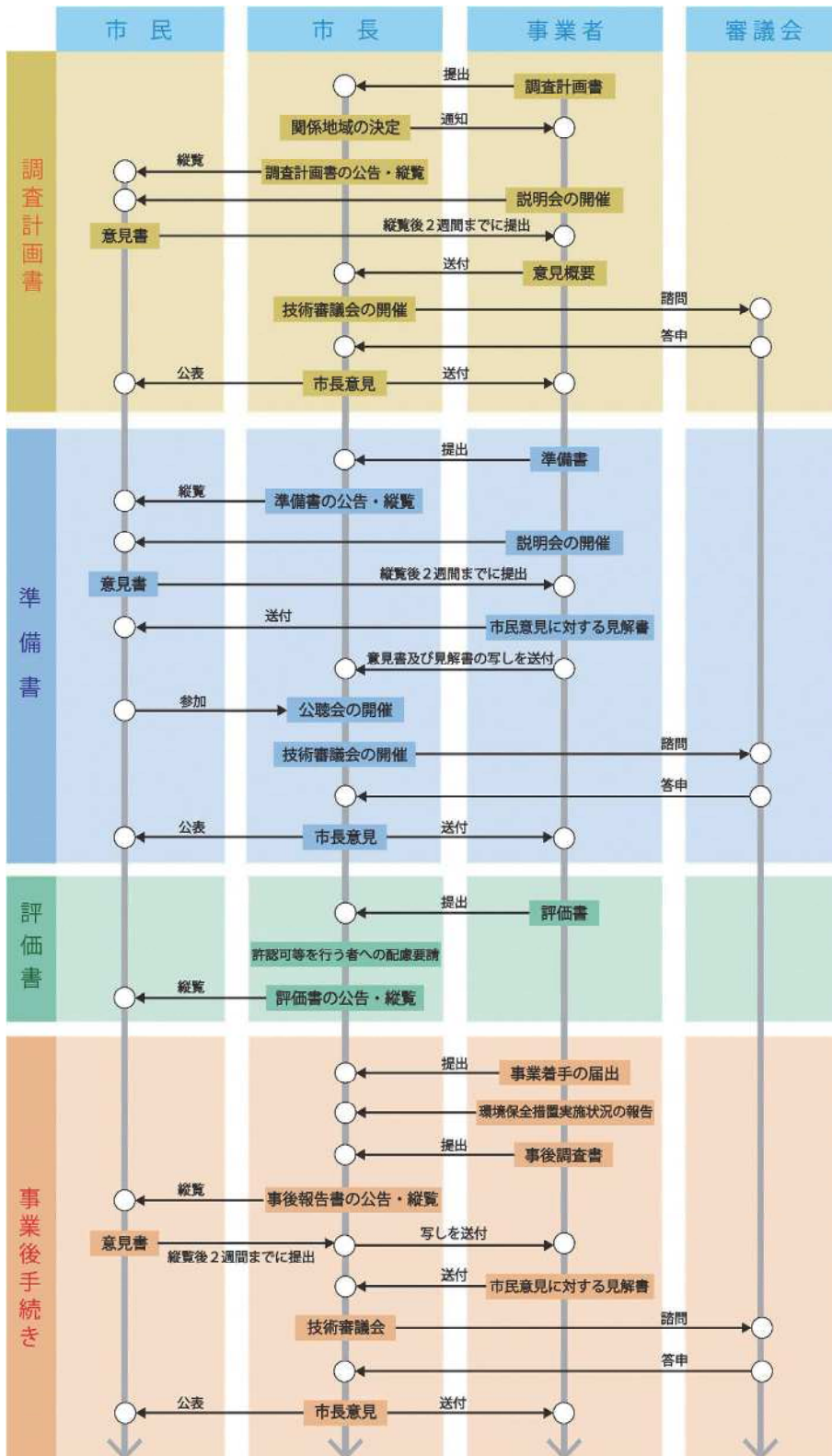
【事後調査結果】

建設副産物の種類		①発生量(m ³)	②現場内利用量(m ³)	③他工事への搬出量(m ³)	④再生資源化施設への搬出量(m ³)	⑤ストックヤードへの搬出量(m ³)	⑥現場内利用率(%) ②/①×100	⑦有効利用率(%) (②+③+④+⑤)/①×100
建設発生土	第1種建設発生土	0	0	0	0	0	—	—
	第2種建設発生土	0	0	0	0	0	—	—
	第3種建設発生土	4,922.5	0	0	4,922.5	0	0.00	100.00
	第4種建設発生土	0	0	0	0	0	—	—
	泥土(浚渫土)	0	0	0	0	0	—	—
	合計	4,922.5	0	0	4,922.5	0	0.00	100.00

事後調査の結果の評価

現場の施工状況の変更により余剰土が発生したため、予測時には発生しないとされていた建設残土が、事後調査により 4,922.5m³ 発生したことが確認できました。ただし、建設発生土は、すべて外部の再資源化施設に搬出し、有効利用率を 100%としたことから、周辺環境に著しい影響を及ぼしていないものと評価されました。

環境影響評価の手続きの流れ



調査計画書	図書の提出	平成27年9月1日
	縦覧	平成27年9月15日 ～10月15日
	説明会	平成27年9月30日、 平成27年10月4日
	意見書提出期間	平成27年9月15日 ～10月29日
	技術審議会	平成27年12月3日
市長意見	平成27年12月28日	

準備書	図書の提出	平成28年5月6日
	縦覧	平成28年6月1日 ～7月1日
	説明会	平成28年6月15日、 平成28年6月18日
	意見書提出期間	平成28年6月1日 ～7月15日
	公聴会	公述の申出がなかったため、開催せず。
	技術審議会	平成28年8月30日
市長意見	平成28年11月15日	

評価書	図書の提出	平成29年1月24日
	縦覧	平成29年2月14日 ～2月28日

事後調査(工事中)	図書の提出	令和2年3月2日
	縦覧	令和2年3月6日 ～4月6日

事後調査(工事中)	図書の提出	令和6年7月19日
	縦覧	令和6年8月6日 ～9月6日

事後調査(供用後)	図書の提出	令和7年7月 (予定)
	縦覧	令和7年8月 (予定)

お問い合わせ先

さいたま市 保健衛生局 市立病院病院経営部 病院施設管理課
 住所: 〒336-8522 さいたま市緑区大字三室 2460 番地
 電話: 048-873-4170 (午前8時30分から午後5時15分まで/土・日祝日を除く)

この冊子は110部作成し、1部当たりの印刷経費は約710円です。

令和6年度第1回

さいたま市環境影響評価技術審議会

令和6年10月9日（水）

さいたま市環境対策課

午前9時01分 開会

○中村主査 定刻となりましたので、ただいまから第1回さいたま市環境影響評価技術審議会を始めさせていただきます。

私は本日の進行を務めさせていただきます、さいたま市環境対策課の中村と申します。よろしくお願いいたします。

本日の審議会は、ウェブ会議にて執り行います。ウェブ会議を執り行うに当たり、出席者の皆様に2点ほどご協力をお願いいたします。

1つ目は、発言の混線を防ぐため、発言時以外はマイクの設定をオフにさせていただくようお願いいたします。

2つ目は、発言の際には挙手ボタンを押していただき、進行の者からの指名後、ご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、さいたま市環境対策課長の馬上からご挨拶を申し上げます。

○馬上課長 皆様、おはようございます。環境対策課長の馬上でございます。

本日はお忙しい中、第1回さいたま市環境影響評価技術審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、本日のご審議いただきます案件は、さいたま市緑区三室のさいたま市立病院建設事業環境影響評価事後調査書（工事中その2）についてでございます。本案件は、さいたま市立病院建設事業のうち、旧病院建物の解体工事及び外構工事となっており、この後、事業者からの説明がございます。

委員の皆様におかれましては、工事中の事後調査書の内容につきまして、専門的な見地からの忌憚のないご意見を賜りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

結びに、委員皆様のますますのご活躍とご健勝を祈念いたしまして、簡単ではございますが私からのご挨拶とさせていただきます。

なお、私本日、議会案件の業務がございまして、これにて離席させていただきますが、よろしくお願いいたします。

○中村主査 続きまして、本日ご出席いただいております委員の皆様をご紹介します。

埼玉大学准教授、荒木祐二様です。

○荒木委員 埼玉大学の荒木です。よろしくお願いいたします。

○中村主査 東洋大学准教授、伊藤元裕様です。

- 伊藤委員 伊藤です。よろしくお願いします。
- 中村主査 埼玉県環境科学国際センター研究所長、今井章雄様です。
- 今井委員 埼玉県環境科学国際センターの今井です。よろしくお願いします。
- 中村主査 日本大学教授、大沢昌玄様です。
- 大沢委員 日本大学の大沢と申します。よろしくお願いします。
- 中村主査 芝浦工業大学教授、行田弘一様です。
- 行田委員 芝浦工業大学の行田です。よろしくお願いいたします。
- 中村主査 同じく芝浦工業大学教授、作山康様です。
- 作山委員 芝浦工大の作山です。よろしくお願いします。
- 中村主査 順天堂大学教授、松川岳久様です。
- 松川委員 順天堂の松川です。よろしくお願いいたします。
- 中村主査 埼玉県環境科学国際センター研究推進室長、茂木守様です。
- 茂木委員 埼玉県環境科学国際センターの茂木です。よろしくお願いいたします。
- 中村主査 埼玉県環境検査研究協会技術本部長、山岸知彦様です。
- 山岸委員 埼玉県環境検査研究協会の山岸です。よろしくお願いいたします。
- 中村主査 埼玉大学大学院准教授、山口雅利様です。
- 山口委員 埼玉大学の山口です。よろしくお願いします。
- 中村主査 埼玉大学大学院准教授、鈴木美穂様です。よろしくお願いいたします。
- 鈴木委員 鈴木でございます。失礼いたします。よろしくお願いいたします。
- 中村主査 予定ではあと1名の方のご出席となっております。後ほどご参加されるかと思っておりますので、その際ご紹介させていただきます。

川本委員、津田委員及び松本委員につきましては、ご都合によりご欠席でございます。

さて、審議会規則第3条第2項では、審議会は委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないと規定されておりますが、本日の審議会は、委員総数15名のうち、現在11名のご出席をいただいておりますので、本審議会は成立していることをご報告いたします。

続きまして、本日ご審議いただきます、さいたま市立病院建設事業の事業者及び関係者につきましては、事業者のさいたま市立病院病院施設管理課よりご紹介をお願いいたします。

- 宇月係長 事業者のさいたま市立病院病院施設管理課の宇月といいます。よろしくお願いします。

○蜂須技師 同じく蜂須と申します。よろしくお願ひいたします。

○宇月係長 次に、コンサルタントお願ひします。

○岡本コンサルタント 環境影響評価を担当させていただいております国際航業の岡本と申します。よろしくお願ひします。

○田口コンサルタント 同じく国際航業の田口と申します。よろしくお願ひいたします。

○中島コンサルタント 同じく国際航業の中島と申します。よろしくお願ひいたします。

○鈴木コンサルタント 同じく国際航業の鈴木と申します。よろしくお願ひいたします。

○中村主査 事務局の紹介は資料1にあります出席者名簿をもって代えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず、会議次第でございます。

次に、2枚目に本日の会議資料一覧を記載しております。

資料1としまして出席者名簿、資料2といたしまして第11期さいたま市環境影響評価技術審議会委員名簿、資料3としまして条例及び審議会規則抜粋、資料4といたしまして事業概要及び手続状況、資料5としておりますが、事業者からあらまじと、事前に委員よりいただきました意見に関する回答となっております。

そのほか、委員の皆様には、さいたま市立病院建設事業環境影響評価事後調査書（工事中その2）、同要約書を事前に送付させていただきます。

皆様、お手元もしくは端末に資料はおそろいでしょうか。

それでは、さいたま市環境影響評価技術審議会規則第3条第1項の規定により、議長となります行田会長に議事を進行させていただきます。

行田会長、よろしくお願ひいたします。

○行田会長 行田でございます。本日は皆様、よろしくお願ひいたします。

それでは、これから議事に入りますが、傍聴希望者はおりますでしょうか。

○桑名技師 さいたま市環境対策課の桑名です。本日の審議会には傍聴希望者はおりません。

○行田会長 ありがとうございます。

それでは、早速ですが、議事に移ります。

さいたま市立病院建設事業環境影響評価事後調査書（工事中その2）の手続状況について事務局から説明してください。

○桑名技師 それでは、さいたま市立病院建設事業環境影響評価事後調査書（工事中その2）

の環境影響評価手続についてご説明いたします。

資料4をご覧ください。

本日審議される案件は、さいたま市立病院建設事業です。この事業は、さいたま市環境影響評価条例に基づき、環境影響評価が実施されることとなります。

対象事業の種類は、大規模建築物の建設、事業の規模は、施行区域の面積が約5.4ヘクタールとなります。

事業の実施区域は、さいたま市緑区大字三室2460番地です。さいたま市の南東部に位置し、周辺には老人福祉センターや学校などの公共施設が多く存在しています。

さいたま市環境影響評価条例の地域区分はA地域になります。関係地域は、事業実施区域から半径1.5メートルの範囲とし、さいたま市緑区、見沼区及び浦和区の一部が該当します。

この事後調査書は、令和6年7月19日に受理し、図書の縦覧は8月6日から9月6日まで行われ、意見書の提出期間は9月20日でした。

なお、意見書の提出はありませんでした。

本日の審議結果につきましては、審議会答申として取りまとめ、その審議会答申を受け、11月に市長意見を述べる予定となっております。

対象事業の概要及び環境影響評価手続状況につきましては以上でございます。

では、具体的な事業内容、事後調査書の説明につきましては、事業者である病院施設管理課からご説明をお願いします。

○宇月係長

それでは、さいたま市立病院建設事業環境影響評価事後調査書（工事中その2）の内容をご説明します。

本図書は、平成29年1月24日付で提出したさいたま市立病院建設事業環境影響評価書で計画した解体工事、外構工事等の事後調査を実施し、その結果を取りまとめたものです。

後の説明は、報告縦覧されましたあらましにてご説明いたします。

初めに、1ページ目の事業者の氏名及び住所欄をご覧ください。

こちらに記載のあるとおり、名称はさいたま市、代表者はさいたま市長清水勇人です。

次に、対象事業の実施区域欄及び関係地域欄をご覧ください。

本事業の実施区域は、図の中央黒の太い線で示す場所で、埼玉県さいたま市の南東部の緑区に位置し、周辺には隣接する見沼たんぼが広がり、水田や畑、雑木林、河川や見沼代用水などを擁する豊かな自然環境が残されています。

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、さいたま市環境影響評価条例施行規則別表第2に基づき、対象事業が実施される区域の周囲1.5キロメートル以内の地域を基準として設定しました。範囲は図に示す黒の実線で描かれた円内となり、さいたま市緑区、見沼区、浦和区のそれぞれ一部が含まれています。

続いて、本事業の土地利用及び建築物配置を示します3ページ目の建築物配置欄をご覧ください。

図の西側に病院本館が建設され、東側に患者用駐車場や職員駐車場が配置されています。北側にはグリーンベルト上に緑地が広がっています。

続いて、本事業の規模についてです。建築欄に示すとおり、敷地面積は約4万8,000平方メートル、建築物の延床面積は約5万4,000平方メートル、病院本館は地上10階建てであり、建築物の最高高さは44.85メートルとなります。

次は、工事工程です。3ページ目をご覧ください。

今回の事後調査が対象としているのは、工程の一番最後、表では最も下の段の青枠で囲んだ解体工事・外構工事部分となります。

当初の計画では、病院本館の仕上工事や共同溝工事が終了した後、令和2年には解体工事・外構工事を開始する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、実際の開始時期は令和3年の12月となりました。開始後の2年半を経た今年、令和6年5月に解体工事・外構工事は完了しました。

これからは国際航業から説明します。

○岡本コンサルタント 続きまして、事後調査についてご説明いたします。

まず、事後調査書あらましの4ページ上の事後調査項目の欄をご覧ください。

工事中の事後調査項目について、下記に示す項目が評価書の第13章、事後調査の計画において選定されています。この選定項目につき事後調査を実施いたしました。事後調査の方法及び結果の詳細は次項より説明いたします。

次に、4ページの下の方をご覧ください。

まずは、現地調査地点の位置についてです。

調査地点位置図に示したとおり、建設機械の稼働に伴う大気質及び騒音・振動の調査地点は、青丸で示す事業実施区域内の1地点、気象の調査地点は緑の丸で示す新病院建物の屋上の1地点となっています。

次に、5ページをご覧ください。

事後調査の結果欄において、事後調査の結果と評価書における予測結果の比較を説明いたします。

まずは、大気質についてです。

5 ページの左上の2つの棒グラフにつきましては、建設機械の稼働に伴う大気質への影響について、左側が二酸化窒素、右側が浮遊粒子状物質に関し、それぞれ事後調査結果と評価時の予測結果を比べたものとなります。これらのグラフからは、調査結果が予測結果及び評価指針値を下回っていることを確認でき、工事による影響の低減が図られていることが確認できました。

なお、事後調査結果が予測結果を下回った要因としては、稼働台数の平準化、削減ができたことなど、環境保全措置を実施することで、環境に配慮した工事となるよう努めた結果が挙げられるものと考えています。資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響及び工事実施に伴う大気質への影響について、どちらも予測時に計画した環境保全措置を全て実施していることから、工事の実施によって周辺環境に著しい影響を及ぼしていないと評価しました。

続きまして、騒音について説明いたします。

5 ページの下の部分にお示した左側の棒グラフは、建設機械の稼働に伴う騒音の影響について、左側の事後調査結果と右側の評価時の予測結果を比べたものとなります。これらのグラフからは、実際の調査結果が予測結果及び評価指針値を下回っていることを確認することができました。

このように工事による影響の低減が図られていることが確認できましたことから、なお、事後調査結果が予測結果を下回った要因としては、稼働台数の平準化、削減ができたこと、環境保全措置を実施することで、環境に配慮した工事となるよう努めた結果であると考えております。資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響について、予測時に計画した環境保全措置を全て実施していることから、工事の実施によって周辺環境に著しい影響を及ぼしていないと評価しております。

続きまして、振動についてご説明いたします。

6 ページ上の部分をご覧ください。

ここにお示した左側の棒グラフは、建設機械の稼働に伴う振動の影響について、左側の事後調査結果、右側の評価書時の予測結果を比べたものになります。これらのグラフからは、実際の調査結果が予測結果及び評価指針値を下回っていることが確認できました。よって、工事による影響は抑えられたものと考えられます。

なお、事後調査結果が予測結果を下回った要因としては、こちらも稼働台数の平準化、削減ができたことなど、環境保全措置を実施することで、環境に配慮した工事となるよう努めた結果であると考えております。資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響について、予測時に計画した環境保全措置を全て実施していることから、工事の実施によって周辺環境に著しい影響を及ぼしていないものと評価しました。

続きまして、動物について説明いたします。

6 ページの下の部分をご覧ください。

工事の実施に伴う動物への影響につきましては、大気質、騒音、振動の状況からの評価を行っております。

ここにお示ししました2つの表のうち、上の表は、大気質、下の表が騒音、振動の状況となりますが、現地調査などから、大気質、騒音、振動とも、建設機械の稼働台数が予測結果を下回ったこと、汚染物質濃度、騒音レベル、振動レベルも予測結果に比べて低減されたことが確認されています。さらに、予測時に計画した環境保全措置を全て実施していること、新病院が予測時の計画どおりの配置・高さ・形状などで建設されていることから、工事の実施によって周辺環境に著しい影響を及ぼしていないものと評価いたしました。

続きまして、植物についてご説明いたします。

7 ページをご覧ください。

植物に関しましては、建設工事などを通じて生育環境が変化した可能性も考えられたため、保全すべき種であるシュンラン、カワヂシャ、フジバカマを中心に事後調査として現地調査による生育状況調査を行いました。その事後調査の結果は、上の表に示したとおりとなっております。4科6種の保全すべき種を確認いたしました。

このうち、シュンラン、カワヂシャ、フジバカマは評価書で記載された確認箇所付近でも個体を確認し、生育環境が保全されていることが確認できました。

また、既存樹林について建設工事により消失したイヌシデ3本、コナラ1本について、代償措置を実施しました。表の下に示した3つのうち真ん中の図ですが、こちらに移植した樹木と場所を示しております。また植樹状況は、右側の写真に示したとおりとなっております。植樹本数は消失した本数を上回り、イヌシデ10本、コナラ6本となり、事業実施区域北東側に位置する樹林に植樹いたしました。

また、緑化については、高木の樹種については201本、低木については535本を植樹しました。植樹した高木のうち53.2%を在来種が占め、可能な限り在来種を用いた緑化を実施いたしまし

た。

以上のことから、工事の実施によって周辺環境に著しい影響を及ぼしていないと評価しております。

続きまして、8ページをご覧ください。

ここでは、上から、生態系、自然とのふれあいの場、電波障害、地域交通について記載しております。これらの項目についても、予測時に計画した環境保全措置を全て実施していることから、工事の実施によって周辺環境に著しい影響を及ぼしていないものと評価しております。

続きまして、廃棄物についてご説明いたします。

9ページをご覧ください。

建設工事に伴う廃棄物等の影響のうち、建設廃棄物の排出状況について、2つの表に示しました。

コンクリート塊の発生量は約2万1,500トンと、予測結果の約7万3,000トンを大きく下回っており、その100%が再資源化されました。

一方、建設発生木材の発生量は事後調査結果が予測結果を上回っておりましたが、その全量が再資源化されました。

その他の項目の発生量についても、予測結果を上回っておりましたが、砒素・カドミウムを含有する石膏ボードを除いて、6割以上が再資源化されていることを確認しております。

次に、特別管理産業廃棄物について、10ページ目の上の2つの表に示しました。

飛散性及び非飛散性石綿含有廃棄物に関し、右側の表の事後調査の結果を確認すると、左側の表に示した予測結果を上回っていましたが、指定した特別管理産業廃棄物は全て適切に処理されていることが確認されております。さらに、その後実施されたモニタリング調査においても、石綿繊維が検出されていないことを確認しています。

次に、建設残土の排出状況について、表示している2つの表にお示ししました。

10ページの下部分をご覧ください。

上の表を見て確認できるとおり、予測時には建設残土は発生しないと予測されておりましたが、現場の施工状況の変更により余剰土が発生したため、下の表に示したとおり、事後調査結果から約4,900立方メートル発生したことが確認されました。

しかしながら、これらの発生した建設残土は全て外部の再資源化施設に搬出し、100%再資源化されております。

以上のことから、工事の実施によって、周辺環境に著しい影響は及ぼしていないものと評価

しています。

以上で事後調査（その2）に関する説明を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○行田会長 ありがとうございました。

それでは、議事の（2）審議に入りたいと思います。

初めに、委員の皆様より事前に質問いただいております、質問、意見に対し、事業者から回答をお願いします。

○岡本コンサルタント では、いただいております事前質問に関する回答をお答えいたします。

まず、汚水とはトイレ排水のことですかという質問をいただいております。

それに関しましては、ご指摘のとおり、汚水とはトイレ排水のことですと回答させていただいております。

次に、2番目としまして、透析排水のBOD処理とはどのような処理ですか、生物処理ですかというご質問がございました。

これに関しましては、事前計画ではBOD処理を実施する計画としていましたが、実際にはBOD処理は行っておりませんでした。こちらは記載ミスとなります。大変申し訳ございませんでした。

透析排水は中和槽にて酸とアルカリを注入し、pH調整後、放流しております。

次に、3つ目のご質問としまして、RI汚水の処理フローにある浄化槽で、どのような処理が実施されているのか、また、なぜ浄化槽は2つあるのかというご質問がございましたが、これに関しましては、RI排水の浄化槽は、RI区域内の汚水、雑排水を一般家庭用の浄化槽と同じく、水中の微生物の働きを利用して浄化処理を行っています。浄化槽はメンテナンスのため2つ用意しておりますという回答を用意いたしました。

4つ目としまして、緑化率は何を意味するのか、定義はというご質問でございますが、こちらに関しましては、緑化率は敷地面積に対する緑地（緑地面積）の割合を示すということをお示ししております。

なお、緑地面積に対して必要とする高木・中木・低木の本数は、さいたま市緑化指導基準及びさいたま市緑化指導基準マニュアルに従い、緑地面積掛ける各樹木の基準本数を掛けて算定しています。

5つ目のご質問としまして、工事に伴う廃棄物の予測結果では、建設発生木材の5%が有効利用できないとこの理由について、また、事後調査結果では100%有効利用できたとしている理由はというご質問をいただいております。

建設発生木材の有効利用率の予測は、建設リサイクル推進計画2015年版の記載の再資源化・縮減率、平成30年度目標の95%以上を用いて行っています。これは少なくとも事業者は、この目標値を最低限遵守する必要があるということを根拠とし、最低限のリサイクル率による影響を大きく見積もった危険側の予測を行ったことを意味します。

一方で、実際は事業者、工事施工者が分別の徹底に努めることで、建設発生木材を再利用可能な状態とし、再資源化率の向上が図られたことで100%有効利用が可能となっています。

次のご質問としまして、表4の10-2(1)の「計画的かつ効率的な運行計画を十分に検討し、車両による搬出入が一時的に集中しないように努める。」における環境保全のための措置の実施状況において、「建設機械の集中稼働を避けるための指導用資料である。」としていません。建設機械の集中稼働を避けることが交通混雑の緩和につながるか不明です。説明を加える必要がありますというご意見がございました。

それに関しましては、関係車両の往来が増えると、まず交通混雑に寄与すると考えられます。解体作業などの作業量が偏り、建設機械などの集中稼働が生じる状況を生み出す作業計画などでは、発生する廃棄物の集中により、運搬車両の増加や作業に必要な建設機械の搬出入車両の増加などが想定されます。そのため、廃棄物の運搬や建設機械の集中稼働を避け、計画的かつ効率的な運行計画を検討することにより、関係車両の往来が分散され、交通混雑の緩和につながるものと考えました。

なお、ご指摘の資料につきましては、タイトルが計画的かつ効率性の検討を行い、建設機械の集中稼働を避けた工事工程と記載すべきでした。こちらの説明不足と資料のタイトルの混同などございまして、大変申し訳ございませんでした。供用後の事後調査報告書では、その点に留意して進めてまいりたいと思っております。

次の質問としまして、表4の10-2の(1)「周辺交通の状況を考慮し、通学時間帯、通勤時間帯に配慮した運行計画とする。」における、環境保全のための措置の実施状況において、図4の10-1(1)の写真2は、「通学時間帯、通勤時間帯等に配慮した運行計画の会議の状況」としてありますが、4-151ページの写真2は「通勤時の公共交通機関利用の指導」となっています。正しい記述でしょうかとございました。

こちらもお指摘のとおり、記載ミスとなります、大変申し訳ございませんでした。供用後の事後調査報告書では、同様の点に留意していきたいと思っております。

次の質問ですが、4.2.2「資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響」の調査方法が、環境影響評価書の13-7ページ、表13-3(2)事後調査の内容に記載した評価方法と異なる

理由を教えてくださいというご質問がございました。

こちらに関しましては、評価書における騒音の状況及び道路の交通の状況の調査につきましては、今回の解体工事の事後調査では実施しておりません。評価書記載の内容は、建設工事・解体工事全体のピークの調査時期を建設工事時、工事開始の11か月目と予測しまして、建設工事中の事後調査の計画を立てているものですので、今回の解体工事期間である事後調査対象範囲には該当しないものとなっております。

続きまして、ご質問としまして、震度レベルLA5は、振動レベルL10の誤りかと思いませんというご指摘がございましたが、こちらもご指摘のとおり、記載ミスとなりました。大変申し訳ございませんでした。

次の質問としましては、こちらも先ほどの4.3.2「資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響」の調査方法が環境影響評価書の13-8ページの記載の評価方法と異なる理由を教えてくださいということと、ただし、評価書の当該記載の方法は、振動の状況の調査方法ではなく、交通状況の調査方向だと思われれます。というご質問をいただきました。

こちら先ほどご説明しましたとおり、評価書における振動の状況というものは、建設工事時にピークが来ておりますので、今回の解体工事の対象とはなっておりません。

なお、ただし書のところでご指摘いただいた記載ミス、こちらは評価書の段階で振動の状況につきまして、交通量の調査方法が記載されておりました記載ミスとなります。こちら深くおわびいたします。

次のご質問としまして、表の4.3-7「予測・評価結果と事後調査結果の比較」の項目について、振動レベルLA5となっているので振動レベルL10に修正してください、と同じご指摘がされております。こちら記載ミスとなりますので、大変申し訳ございませんでした。

あと、レベルを示すLにつきましては、イタリック体にしてくださいというご指摘がございましたので、こちら振動レベルの記載及びレベルを示すLを量を示す記号としましてイタリック体にするということ、今後心がけていきたいというふうに思っております。

以降、5つ同じイタリック体にしてくださいというご指摘でした。こちら同様に量を表す記号としてイタリック体として今後記載していきたいと思っております。

最後のご質問としまして、前回の事後調査(1)の際に指摘させていただいた保全すべき種の状況調査及びイヌシデの保全に対応いただき、ありがとうございましたというご指摘をいただきました。

回答としましては、事業者としてもそうおっしゃっていただけると励みになりますというこ

とで回答させていただいております。

以上が質問に対する回答となります。

○行田会長 ありがとうございます。

それでは、その他、事後調査書の内容について、委員の皆様からご意見やご質問をいただきたいと思っております。

委員の皆様のご担当の分野、また、それ以外のことで結構ですので、どうぞご発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。

鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 よろしくお願いいたします。

動物を担当しております。動物のところで簡単な質問をさせていただきたいのですが、予測と、それから事後調査結果が全て下回ったことで環境に影響はなかったであろうということになっているのですが、緑豊かなところで生育していると考えられる動物種がよく分からなかったものですから、工事がなかった時と、例えば今、非常に低減されている実際の調査結果の差でも敏感に影響が出てしまったという懸念はなかったというふうに、生育している動物によってはもしかしたらあるのかなと思ったものですから、その辺のところ、もし何か情報ございましたら教えていただきますと助かります。よろしくお願いいたします。

○岡本コンサルタント ご質問ありがとうございます。

動物に関して、評価書のときに調査を行っているのですが、今回につきましては特に動物に関する直接の調査というものは行っておりません。といいますのも、例えば、評価書におきまして猛禽類の営巣地とか、そういった敏感に反応を示すようなものが特に挙げられておりませんでしたので、今回の事後調査におきましては、あくまで状況証拠にはなってしまうのですが、周りの影響を与える騒音、振動と大気質のようなものが、予測値を下回ったということをもって、間接的に証明させていただいております。

また、植物の生育環境といったものが大きく変わっていないことから、動物が生息するような環境であるところも大きく変わっていないということが証明されておりますので、動物に関しましても大きな影響はなかったものというふうに考えております。

○鈴木委員 植物も変わっていないということで、いろいろ丁寧なご説明ありがとうございます。

以上でございます。

○行田会長 ありがとうございます。

それでは、伊藤委員からも手が挙がっておりますので、伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 東洋大の伊藤です。

私も動物のところで、質問というか意見なのですが、前回の評価書のときに先ほどご説明いただいたように、事後の調査は特に、もともと建っていた病院で基本的にはほかのところのハビタットは変わることはないので、事後評価を行わないということで説明を受けて、それを了承した覚えはあるのですけれども、今回の表記だと、動物に関係する一番重要なポイントとして大気質と騒音、振動というのが上げられて、その結果が説明されているという状態だと思うのですが、評価書も確認してみたところ、前回だと一番重要なところは動物が広範囲にいろいろ行き来をして生息をしているはずなので、その周りの水域や、一番大きいのは植物の分布など、そういったハビタットというか生息域環境が変わらないことが一番大事というような話になっていたと思います。

評価書にもそういう説明がされていたと思うのですけれども、基本的に変わらなかったということだと予測どおり、もしくは予測を下回るいい状況でキープされていますという内容だとは思いますが、どちらかというところと植物や、その周りの環境の何というか、どういう言葉で説明されていたか忘れてしまったのですが、水域とか草地とか、そういうところの割合が変わっていませんというようなものを、ここに出していただいたほうが、動物への影響はないでしょうということに、より直接的につながるような気がいたします。

あと、調査方法で写真を使ってというのがたしか事後評価のところに出てきたと思うのですが、写真で実際に前後の環境が変わっていませんよということが示されると、よりよいのではないかなというふうに感じました。

以上になります。

○岡本コンサルタント ご質問ありがとうございます。

まず、周辺の環境が非常に大事だということは、ご指摘、ごもっともだと思います。

今回、動物の生息域に関しては直接動物としては行っていませんが、病院の周辺の200メートルの範囲で、希少種の生息状況ということで、特に代表して植物の希少種について、どういった生育状況にあるのか、それが評価書の時と建設工事後の今変わっているのかどうかということと比較しております。

それを比較したのが、事後調査書の中では、4-104ページ、こちらのほうで保全すべき種の確認位置として記載しております。

その後、4-111ページで、評価書のときに見つけられた希少種と現在の希少種の分布を示しておりまして、もちろん生態系全てを見ているわけではないのですが、その中でも特に注目すべきものとして、メルクマールのこういった希少種の分布状況を見ますと、前回と何ら変わっているところはないという、もしくはちょっと分布が増えているようなところもあって、それは調査の濃淡によるものだと思うのですが、そういった状況から見ますと、その周辺に関しても大きく変わっていないということが確認できておりますので、動物が住む基本となる植生のようなものは大きくは変わっていないのかというふうに考えております。

2つ目の写真を使っているという件ですが、確かに写真でイメージができるような形でお示しするのが分かりやすい事後調査書の作り方だと思いますので、参考にさせていただきたいと思っております。

○伊藤委員 ありがとうございます。

私の説明が悪かったかもしれないのですが、当然、事後調査で動物の分布に関する調査はやらないですよというのは書かれていますので、それは問題ないと思っております、実際の今回のデータでも問題ないと思うのですけれども、言いたかったのは、問題ありませんでしたということの根拠として出てきている結果が、大気質と騒音と振動が出ている状態で、これよりは先ほどご説明いただいたような植物や、その面積の違い、この次の項に出てくるのですけれども、こういったことのほうがより直接的に重要だと思われるのですね。なので、そこをちゃんと書いたほうがいいのか、動物の影響評価としても、その点を書いたほうがいいのかないかなというのが私の意見です。

あと、たしか評価書のときには大気質は特に書いていなかったような気がするのですが、植物を中心としてハビタットの話をここで書かれて、その分かりやすさとしては写真を使う、調査でも使われているはずなので、それを活用されたらどうかなというのが私の意見でした。

以上になります。

○岡本コンサルタント ありがとうございます。理解いたしました。

今後作成する際の参考にさせていただきます。ありがとうございました。

○伊藤委員 どうもありがとうございます。

○行田会長 ありがとうございました。

それでは、松川委員、お願いいたします。

○松川委員 順天堂の松川です。

3つほど教えていただきたいのですが、いずれも廃棄物に関することです。

1つ目は、工事に伴う廃棄物の影響というあらましの9ページになりますでしょうかね。コンクリート塊が予想では7万2,000トン出る予定が、実際に解体してみると2万1,000トンということで3倍ほど減少できたみたいなお表現されていたのですが、これほどその事前予想と実際に解体したときの副産物の生成が違うというのは、どのような理由が考えられますでしょうか。

また、それを今後こういった事後調査書に反映するのには、こういった工夫があるとお考えでしょうか、教えてください。

○岡本コンサルタント こちらの予測は、例えばコンクリート塊の発生量を出すために原単位を使って、既存のどんな建物で、コンクリートの建物でどんな規模のものなのかということ当てはめて、延べ床面積など、こういったものに対して原単位をかけていくことで算出することとなります。

今回、確かに大きな違いがあるかと思えます。こちらは例えば原単位をかけるに当たって、原単位にもたくさん種類がございますので、建物の規模とか、そういったものを具体的に精査していくことで、この差は縮められていくことになるのかなというふうに考えておりまして、そういった努力をしていかななくてはならないと思っております。

大きさの違いはそういった予測の精度のようなものに関わってくる、原単位に限界があるのかなというふうに考えております。

○松川委員 ありがとうございます。

同様の質問になりますが、次のページのアスベスト、石綿に関しても、大分この非飛散性については差があって、これも具体的にどういったその実証が、事後調査書を見ると地図では書かれていたのですが、具体的にどういったものが見逃されていたかなんていう知見はございますでしょうか。

○宇月係長 病院施設管理課です。

実際、アスベストの事前調査というのは設計当初に完成図書等で確認・算出してはまして、実際解体していくうちに、完成図書に載っていないで確認できなかったアスベストが出てきたことによって、この非飛散性のほうが多くなったという事実はあります。

○松川委員 それは解体中に見つかっても、その飛散防止をしつつ解体されているので、今回環境調査で問題ないという結果が出たのですが、そういった処理はきちっとされているという理解でよろしいですか。

○宇月係長 そうです。やっています。

○松川委員 ありがとうございます。

同じくアスベストに関してなんですが、本編の調査書の4-136ページにアスベストのマニフェストが載っているのですが、最終処分業者の処分方法とか受入れ量というのを記載されていないのですが、これは一般的なのでしょうか。きちっと書かれていないと、どういった処分方法で、最終の例えばこの例だと8 m³出したのがきちっと8 m³処理できていますよという証明にはならないような気がするのですが、ここら辺きちっと最終処分まで終えているという理解でよろしいでしょうか。

○宇月係長 4-136ページに関しては例として挙げさせてもらったので、実際のマニフェストとしては最終のものが出てきていて、処分方法や受け入れ量も記載されていて、最終処分も終了していることも確認しております。

○松川委員 なるほど。調査書にあとヒ素とカドミウムの素材が使われたものに関しては特に触れられていないのですけれども、同様にマニフェストを取られているという理解でよろしいでしょうか。もし、しっかり処理されていれば明記されたほうがよろしいかなと思います。

○宇月係長 分かりました。今後気をつけます。

○松川委員 私からは以上です。

○行田会長 ありがとうございます。

それでは、荒木委員から手が挙がっておりますので、荒木委員、お願いいたします。

○荒木委員 埼玉大学の荒木です。よろしくお願いいたします。

私からは植物に関する意見など、誤植誤字の指摘を含めますが幾つかありまして、よろしくお願いします。今ちょうど出ている資料のササバギンランの学名の頭文字がIになっているように見えますが、正しくはLの小文字ですので、longiというふうに変更していただければと思います。

続けてよろしいですか。

○行田会長 大丈夫だと思います。お願いします。

○荒木委員 では、続けます。

それで、この表に関連してですが、右側の重要種選定基準、これコメントです。まず、ギンラン、タコノアシ、カワヂシャといった極めて貴重な種が確認されたというのは大変喜ばしいことだと思います。この辺りの保全はしっかりやっていただければと感じているところです。

あと、コメントとして、この重要種選定基準の特に4番目、埼玉県レッドデータブック2011植物編を参照しているところですが、これは来年2025年に改訂版が出版される予定ですので、

次年度以降はそちらの改訂版をご参照いただいて、この基準とまた改めていただければと思います。

続けます。

次、事後調査書のページ番号4-102のシュンランの写真のところですが、調査を行った時期が4月5日と4月25日、春季は行っていただいて、特に4月5日あたりは年度切り替わりのときです。大変だったと思いますが、丁寧に調査されたことを評価できていると思います。

このシュンランの撮影日が4月6日になっていますが、調査日が5日なので5日なのかなという細かい指摘で申し訳ありませんが、ご確認ください。

続けます。

その下、表4. 5-9、緑化により植樹した樹木のリストがありますが、109のページですね。これ分からないのが3点ほどあって教えていただきたいのですが、表中の中央にあるサクラ18本確認されていますが、これは何を意味するのでしょうか。その下にシダレザクラとあって、さらにその2つ下にソメイヨシノとありますが、それ以外のサクラ属、それをまとめてサクラと表記したか、ここを教えてください。

○行田会長 事業者の方、全部はいろいろあるかと思いますが、回答できるようになり次第お願いいたします。

○岡本コンサルタント 最初の誤植につきましては大変申し訳ございません。これIとLを変えて、今後は気をつけたいと思っております。

次に、レッドデータブックにつきましては、ご指摘ありがとうございます。来年以降、新しいものを使って最新のもので行うということは進めてまいります。

もう一つ、4-102に関しましては、ご指摘のとおり間違っておりまして、4月5日になります。大変申し訳ございませんでした。

この4-109のサクラのご指摘ですね。こちら今手持ちに資料がなくて、確かにソメイヨシノ9本以外のサクラというふうになっておりますので、後ほど確認してご回答するという形でよろしかったでしょうか。

○荒木委員 はい、分かりました。よろしく申し上げます。

ちょっと続けますと、同じような指摘で、この表の下から4つ目にミモザとありますが、これと名としてはギンヨウアカシアになると思います。ギンヨウアカシアですね。ミモザというのは属上であって、正式にはオジギソウ属になってしまいますから、そうではなくてこれはアカシア属のギンヨウアカシアという樹木ですので、そのように表記いただければと思います。

コメントです。

それと、この表で最後、上のほうですけれども、自然植生にある、上から5つ目ですか、ネズミモチなんですけど61本と相対的にかなり数多くて、どこまで確認されているか分かりませんが、トウネズミモチではないでしょうか。要は、ネズミモチとトウネズミモチをしっかりと定できているかという点を確認させてください。

といいますのもトウネズミモチの場合は、外来生物法で要注意外来生物に指定されているものですので、伐採が求められています。トウネズミモチは花の先がとがっていたり、透かすと葉脈が見えるという点で、在来のネズミモチと区分されますので、そこを教えてください。

○岡本コンサルタント こちらに関しまして、ネズミモチと、確かにトウネズミモチ大きく違って、トウネズミモチが外来種ということは把握しておりまして、ネズミモチとして植樹しておりますので、こちらはトウネズミモチではないということをお答えしておきたいと思います。

よろしかったでしょうか。

○荒木委員 すみません、植樹している樹木なのですね、自生している樹木ではなくて。分かりました。

それと、最後コメント2点ですけれども、コナラを植樹されたりという点は大変喜ばしいと思っはいるのですけれども、さいたま市の場合、令和2年度からナラ枯れが確認されるようになりました。大学の近くの秋ヶ瀬でも先月にクヌギ等での確認が報告されています。ですので、こういったコナラをはじめとするカシ類、シイ類、それからクヌギといったブナ科の樹木については、カシのキクイムシによる穿孔とかフラスの早期発見に努めていただくとともに、できればナラ木の侵入を防ぐという意味で、殺虫剤、殺菌剤等を事前に施していただくことをお勧めしたいと思います。

それと、同様にソメイヨシノに今、さいたま市で今年の8月ですか、大宮のほうでクビアカツヤカミキリの被害が報告されていますので、その辺りも適宜、定期的にモニタリング等していただいて、その侵入を防いでいただくようお願いします。

○宇月係長 ありがとうございます。

クビアカツヤカミキリとか、さいたま市で周知されていまして、また管理部門が別にあるので、そちらに申し送って管理するようにします。ありがとうございます。

○荒木委員 最後に1つ、誤植かもしれませんが、報告書4-107ページの下の方の4.5-4、イヌシデ・コナラ等植区域図となっていますが、これ植栽区域とか植樹区域等の間違いでしょうか。

○岡本コンサルタント 大変申し訳ありません。これも誤植となります。ご指摘ありがとうございました。

○荒木委員 よろしくお願ひします。事前に質問すればよかったです。すみませんでした。よろしくお願ひいたします。

○岡本コンサルタント ありがとうございます。

○荒木委員 私からは以上です。

○行田会長 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

今井委員、お願ひいたします。

○今井委員 埼玉環境科学国際センター、今井です。

大気とか騒音に関する比較がありますよね。大気質への影響とか。事後調査と予測結果をいろいろ比べると、予測結果よりも事後調査のほうが非常に低いと。予測のほうは、何か平均値の98%がどうのこうのという値で、プラス事後調査というのは最高値を比べているので、この結果とてもいいのです。なぜこうなったかということに関して、先ほどの説明では稼働機械の台数の平準化を図ったということなのですけれども、そうすると平準化を図ると、つまり稼働している台数が減ることが良い結果の理由になります。大気質とか騒音が低減されたということになるのですが、ということは予測しているときの仮定とは一体何かというのがよく分からなくなります。単純に台数を減らせばよくなったということで、今回頑張っって台数を減らしたということだけのことなのですか。

そうすると平準化という言葉と全く関係しないので、それはどういう意図で説明されたか、先ほど平準化ということの説明されたので、それについてちょっと説明していただけるとありがたいのですけれども。

○岡本コンサルタント お答えいたします。

平準化という確かに文言で、すみません、混乱させてしまいましたが、事後調査書の4-19ページで記載させていただいているのですが、これは例えば影響評価のときの予測に関しましては、工事が重なっていることも考慮して、なるべく危険側で見るといふか、重なっているところは重なっているところとして、台数を多めに見積もってしまう傾向があるのですが、実際の施工法としましては、今お示ししているような工事工程を引きまして、台数が重なり不効率的なことにもなりますので、そういったことを避けるような、効率的な工程を引くということで、結果的に台数が小さくなるという形になると思います。

これで、実際の予測は危険側で見ているので大きな結果に出て、実際はそれよりももっと低かったということが確認できたという内容になっているかと思っております。

○今井委員 了解しました。非常に混乱を招く説明なので、そこら辺分かりやすく説明していただけるとよかったですかなと思います。

以上です。

○岡本コンサルタント 以降気をつけます。ありがとうございました。

○行田会長 ありがとうございました。

ほかにご意見ご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、さいたま市立病院建設事業環境影響評価事後調査書（工事中その2）についての審議はこれまでといたします。

議事につきまして、委員の皆様方からいただいたご意見を基に、審議会としての答申を取りまとめたいと思います。答申案については事務局で作成し、それを委員の皆様にご確認いただきたいと思います。最終判断は私に一任ということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○行田会長 それでは、これをもちまして議事を終了いたします。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○中村主査 ありがとうございます。

閉会の前に事務局から事務連絡がございます。

○桑名技師 事務局から4点連絡事項を申し上げます。

まず1点目は、本日の議事録と答申案の確認についてでございます。

本日の議事録は市のホームページに掲載いたします。その前に委員の皆様にご確認いただきたいと思います。また、答申案につきましては、本日欠席の委員にもご意見をお聞きした上、事務局で作成し、その後、皆様にご確認をいただき、行田会長の最終判断をいただいて確定したいと思います。

2点目は、市長意見についてでございます。

市長意見につきましては、審議会答申を基に書面で作成します。市長意見書は事業者へ送付いたしますが、その内容につきましては委員の皆様にもご報告いたします。

3点目は、今後の予定についてお知らせいたします。

今回ご審議いただいたさいたま市立病院建設事業につきましては、新病院供用後の事後調査

書の提出を令和7年度中に予定しております。

また、（仮称）農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業（道の駅）に関する環境影響評価技術審議会を11月下旬に予定しております。こちらにつきましても別途ご連絡いたします。

4点目ですが、この後、（仮称）農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業（道の駅）に関する環境影響評価技術審議会第1回委員会を開催いたします。

ご出席いただきます、大沢委員、鈴木委員、松川委員、山岸委員、山口委員につきましては、閉会后15分ほど休憩を挟んだ後、事前にお知らせしておりますURLより接続をお願いいたします。

事務局からは以上です。

○中村主査 長時間ご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、第1回さいたま市環境影響評価技術審議会を終了いたします。

午前10時13分 閉会